

# COVID-19における 2021年度診療報酬改定の概要

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美  
 日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

## 参考資料

令和2年12月15日 事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その31)」  
 令和2年12月18日 中医協総会資料「総-1新型コロナウイルス感染症に伴う医療保険制度の対応について」  
 令和2年10月15日 事務連絡 医療施設等における感染拡大防止のための留意点 について その2より

## 【資料のポイント】

- ①2020年12月15日より、小児の患者に対して感染予防対策をすることにより加算が算定可能
- ②2021年4月1日以降、感染予防対策をすることにより、全ての患者に対して加算が算定対象となる
- ③「医療施設等における感染拡大防止のための留意点」について要約

## 小児の外来における対応について(1215事務連絡)

- 保険医療機関（保険薬局）において、**6歳未満の乳幼児**に対して、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で診療（必要な薬学的管理及び指導）を行う
- 患者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明し、同意を得る
- 2020年12月15日～2021年9月まで。※2021年10月以降は半額算定

医科 (外来)	「初診料」、「再診料」、「外来診療料」、「小児科外来診療料」、「小児かかりつけ診療料」+ 現行の加算 <b>+100点</b>
歯科	「初診料」、「再診料」+ 現行の加算 <b>+55点</b>
調剤	「薬剤服用歴管理指導料」、「かかりつけ薬剤師指導料」+ 現行の加算 <b>+12点</b>

## 感染症対策に係る評価

- 必要な感染予防策を講じた上で実施
- 算定に当たっては、患者又はその家族等に対して、その趣旨等について、十分に説明する
- 2021年4月～2021年9月末まで。

医科・歯科 (外来)	「初診料」、「再診料」、「外来診療料」+ 現行の加算 <b>+5点</b>
歯科	【陽性患者への歯科治療を延期が困難で実施した場合】 <b>+298点</b>
調剤	「調剤基本料」+ 現行の加算 <b>+4点</b>
訪問看護	<b>+50円</b>

(参考) 令和2年12月15日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その31)」

# 医療機関で新たに算定できる診療報酬のスケジュール

2020年12月15日

2021年4月～

2021年9月末日



## 小児の外来診療における対応等について

半額

### 医科

「初診料」、「再診料」、「外来診療料」、「小児科外来診療料」、「小児かかりつけ診療料」+ 現行の加算 + 100点

### 歯科

「初診料」、「再診料」+ 現行の加算 + 55点

### 調剤

「薬剤服用歴管理指導料」、「かかりつけ薬剤師指導料」+ 現行の加算 + 12点



## 新型コロナウイルス感染症を踏まえた診療に係る特例的な対応

状況見て判断

### 医科・歯科(外来)

「初診料」、「再診料」、「外来診療料」+ 現行の加算 + 5点

### 歯科

【陽性患者への歯科治療を延期が困難で実施した場合】+ 298点

### 調剤

「調剤基本料」+ 現行の加算 + 4点

(参考) 令和2年12月15日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その31)」

## 1 職員等への対応について

(1)職員、面会者、委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者

マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つ

「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」参照し、対策を徹底する

(2)職員 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状がある場合は欠勤を徹底する

過去に発熱の場合、解熱後24時間以上経過、呼吸器症状が改善するまで欠勤。継続し当該職員の健康状態に留意する

該当する職員は、管理者に報告し、確実な把握を行う。職員事務職等、当該医療機関のすべての職員、ボランティア等を含む「新型コロナウイルス感染症への対応について」等を参照の上、対策を徹底する

(3)「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」の活用を、職員に周知する

(4)面会は、感染経路の遮断という観点により、必要な場合には一定の制限を設ける

面会者、体温を計測し、発熱が認められる場合には面会を断る検討。オンライン面会も検討する

(5)取引業者、委託業者等、受け渡し等が限られた場所で行う。施設内に立ち入る場合については、体温を計測。発熱の場合は入館を断る検討する

(6)新型コロナウイルス感染症の対応等で一時的に人員基準が満たない場合、当該医師等を医療法施行規則第19条、第21条の2、第22条の2、第22条の6に定める医師等の数の算定に加える取扱いとする

(7)廃棄物の処理及び清掃に関して、医療行為等により生じた廃棄物は感染性廃棄物として、環境省のマニュアルに基づいて取り扱う。その他廃棄物は感染性廃棄物ではないが、ガイドラインを参考にしつつ、ごみに直接触れない、ごみ袋等に封をして排出し、捨てた後は手を洗う等の感染防止策を実施する

1 [http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen\\_manual1.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen_manual1.pdf) (マニュアル)

2 [http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/202009corona\\_guideline.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/202009corona_guideline.pdf) (ガイドライン)

## 2 患者等への対応について

医療機関で感染の疑いのある人や患者の診療時の感染予防策については、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について (その3)」等に基づき、適切に対応する

(参考) 令和2年10月15日事務連絡 医療施設等における感染拡大防止のための留意点 について その2より

本資料は、2021年1月28日迄の情報に基づき、日医工 (株) MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。